

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、市立高校の A 教諭は、地方財政法第 4 条第 1 項「経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」等の各規定等に違反し、自分に都合の良い経路及び方法を定め、通勤届を提出し、違法金額の通勤手当を受給していた。また、市立高校の B 教諭は、市営全線バス 6 か月通勤定期券で通勤しているが、通勤届に根拠のない金額を記入し、違法な通勤手当を受給しているとして、これらの違法不当な公金支出行為による損害を補てんするため、必要な措置を講ずるよう求めています。

しかし、「通勤手当に関する規則（昭和 41 年 9 月規則第 65 号）」第 5 条第 1 項では、「運賃等相当額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする」とされています。A 教諭の通勤届に記載されている経路及び方法は、一般的な通勤経路及び方法の範囲内であって、不合理なものとは認められません。したがって、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実に当たりません。また、B 教諭の通勤手当については、通勤届が受理された日（平成 20 年 4 月 1 日）時点では、市営バス 6 か月定期券は発売されておらず、平成 21 年 10 月に 6 か月定期券が導入された際に、通勤手当の額が変更されているものと考えられます。よって、請求人から提出された書類では、通勤手当を違法に受給している事実を証する書類が添付されているものとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。